日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続

1 目的

合同会議における日本政府及び国連軍の代表は、日本における国連軍に係る事件・事故に関し、日本政府及び国連軍の当局が迅速に対応することを確保し、また、他の関係者に適切な情報を提供し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、かかる事件・事故に関する情報を正確かつ迅速に共有することが重要であるとの見解を共有する。

この共通の関心に鑑み、この通報手続は、日本における国連軍に係る事件・事故 発生時に日本政府及び国連軍の当局の双方が従う情報の通報基準、通報経路、通 報様式を定める。

この通報手続は、日本政府及び国連軍の当局の間の既存の連絡経路を補完することを目的とし、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2 事件・事故発生時の情報の通報基準

公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故に関する通報については、国連軍は、情報を得次第、迅速に外務省日米地位協定室及び関係する地方防衛局に通報する。国連軍は、時刻、曜日、日付にかかわらず利用可能な最も迅速な方法で当該通報を行う。

本通報手続の対象となる事件・事故は、公共の安全を危険にさらし、環境に害をもたらし、又は重大な国民の関心を集める可能性がある事件・事故を含む。このような事件・事故の例は次に掲げるとおり(であるが、これらに限られない。)。

- (a) 墜落, 投棄, 危険物の偶発的・不慮の落下等の航空機に係る事件。
- (b)衝突, 沈没, 座礁等の艦船に係る事件。
- (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
- (d) 国連軍が使用を認められた施設・区域(以下「施設・区域」という。) 外への国連軍の航空機の着陸。
- (e) 危険物, 有害物又は放射性物質による実質的な汚染が生ずる現実の又は相当な 蓋然性。
- (f)施設・区域内における差し迫った又は既に発生した危険又は災害であって,日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
- (g)日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件又は事故。
- (h) 施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって, 国連軍及 び周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

上記の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす場合には、国連軍の代表は、迅速に現地当局(警察、消防、海上保安庁事務所を含む。)へ通報する。

3 事件・事故発生時の情報の通報経路

国連軍に係る事件・事故発生時の情報の通報経路は、別添に詳述されたとおりとする。

- 4 事件・事故発生時の情報の通報様式 事件・事故の通報様式には次の事項を含めるべきである。
- (1)案件の番号
- (2)事件・事故の発生日時
- (3)事件・事故の発生場所
- (4)事件・事故の概要(事案の概要,被害状況,処理状況,今後の方針,危険性残存の可能性の有無,環境破壊の有無,地元への通報の有無及び通報先当局)
- (5)日本側支援の必要性
- (6) 通報者氏名及び連絡先(電話番号を含む。)
- (7)通報の宛先

5 留意事項

合同会議事務局は,連絡担当者の電話番号の情報を定期的に見直し更新することによって,別添に詳述された通報経路の継続的な実効性の確保に努める。

合同会議事務局は,現代の通信技術の使用を通じて,通信経路を積極的に改善 し,事件・事故通報手続の見直しを行うよう努める。

通報経路

